

○九州地方整備局告示第五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和四年二月九日

九州地方整備局長 藤巻 浩之

第1 起業者の名称 佐賀県

第2 事業の種類 一般国道 204 号改築工事（唐房バイパス・佐賀県唐津市浦字門前地内）

第3 起業地

- 1 収用の部分 佐賀県唐津市浦字門前地内
- 2 使用の部分 佐賀県唐津市浦字門前地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

「一般国道 204 号改築工事（唐房バイパス）」（以下「本件事業」という。）は、佐賀県唐津市佐志浜町地内から同市鳩川字丸駒地内までの延長 2,020m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 2 号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

一般国道 204 号（以下「本路線」という。）は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和 33 年政令第 164 号）による指定を受けておらず、また、本件区間が佐賀県内に存することから、道路法第 13 条第 1 項の規定により佐賀県が道路管理者となる。また、起業者である佐賀県は、本件事業の改築について同法第 74 条の認可を受けており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、佐賀県唐津市を起点とし、長崎県佐世保市に至る延長 161.5 km の幹線道路である。

佐賀県内における本路線は、東松浦半島の玄界灘沿いを通る主要な幹線道路であり、周辺には県内有数の観光地が存することから、地域経済活動を支えるとともに、沿線地域住民の生活道路としての機能も併せ持っている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）に定める車道幅員を満たさない狭小な区間が存在することから、大型車の通行や自動車のすれ違い時の通行が困難であり、交通事故が発生するなど、幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

また、現道沿いには、店舗、住宅等が立地しているにもかかわらず、一部区間では歩道が設置されていないため、歩行者等の安全な通行が確保できていない状況にある。

本件事業の完成により、現道における通過交通がバイパスに転換されるほか、歩道を備えた道路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通及び歩行者等の安全な通行の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響について、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和 2 年 8 月に同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、上記の調査によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているナギラン、準絶滅危惧として掲載されているムヨウラン属等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は軽微であるとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が 2 箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案であるバイパス案、県道拡幅・バイパス併用案及び現道拡幅案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は中位であるが、移転対象物件数は最も少ないこと、工事期間中の現道交通への影響が最も少なく、施工性に優れていること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は車道幅員が狭く、線形不良区間が存在するため、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、唐津市長を会長とする、国道204号線の整備促進期成会より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要がある

と認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 佐賀県唐津市役所